

霧島市工事成績評定要領新旧対照表

改定前	改定後	備考
<p>(評定の対象)</p> <p>第2条 評定は、原則として次に掲げる工事以外の工事を対象とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 砂利等の散布のみの工事 (2) 側溝清掃及び道路等の降灰除去、崩土除去の工事 (3) 造園(緑地)等の維持管理の工事 (4) 電気、消防施設の保守点検及び部品等の交換の工事 (5) 道路側帯及び河川等の伐採、除草の工事 (6) 仮設物の設置・撤去の工事 (7) 河川の中洲、寄州除去の工事 (8) 請負工事が130万円を超えない工事 	<p>(評定の対象)</p> <p>第2条 評定は、原則として次に掲げる工事以外の工事を対象とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 砂利等の散布のみの工事 (2) 側溝清掃及び道路等の降灰除去、崩土除去の工事 (3) 造園(緑地)等の維持管理の工事 (4) 電気、消防施設の保守点検及び部品等の交換の工事 (5) 道路側帯及び河川等の伐採、除草の工事 (6) 仮設物の設置・撤去の工事 (7) 河川の中洲、寄州除去の工事又は港湾・漁港浚渫の工事 (8) 監視制御設備等のシーケンス(プログラム)作成、追加、更新又は機能増設に伴う機器更新、追加に関する工事 (9) ポンプ、エンジン等の分解組立(オーバーホール)に関する工事 (10) 請負工事が130万円を超えない工事 (11) その他、評定を要しないと認める工事又は、評定が困難と認める工事 	
<p>(評定結果の公表)</p> <p>【第8条追加】</p>	<p>(評定結果の公表)</p> <p>第8条 市長は、第6条の規定により検査員から受けた評定結果を、別途定める霧島市工事成績評定公表実施要領に基づき公表するものとする。</p>	